

経済学研究科博士後期課程修了要件などの変更について

2019年6月27日

京都大学大学院経済学研究科

経済学研究科は、2021年度より、博士後期課程について、修了要件など一部の制度を変更する予定です。変更に関わる新たな制度の概要を以下に記します。

1. 全体像

博士後期課程修了要件は以下の通りとする：

- ① 修了に必要な10単位修得
- ② 研究指導認定取得
- ③ 博士論文が審査に合格すること

2. 単位修得

博士後期課程修了要件として、特別研究8単位（必修）、「博士後期課程セミナー」2単位以上、合計10単位以上修得を課す。

2.1. 特別研究

「特別研究」8単位修得を博士後期課程修了要件とする。

「特別研究」は、4学期終了時以降に、「在学研究指導を受けながら、博士論文研究・執筆に着手できる能力」を修得したことを条件に、指導教員が8単位を一括認定する。前期・後期を問わず認定を可とする。

2.2. 博士後期課程セミナー

「博士後期課程セミナー」2単位上修得を博士後期課程修了要件とする。

「博士後期課程セミナー」は、教科委員会で認定したセミナー（対象セミナー：部局公認セミナーシリーズ、博士後期課程ワークショップなど）に1学期間で8回以上出席した者に1単位を認定する。出席するセミナーは、異なる種類のセミナーを組み合わせることができる。

「博士後期課程セミナー」単位を修得する者は、「博士後期課程セミナー」に履修登録した上で、セミナー出席時に所定のフォームにセミナー責任者から捺印・署名を受けとり、学期末に指導教員に8回以上の捺印・署名付きのフォームを添付して単位認定申請書を提出する。指導教員は出席実績の確認を行なった上で捺印し、教科委員会に単位認定申請書を提出し、教科委員会でこれを認定する。

2.3. Rプログラム専門科目

博士後期課程の学生は、Rプログラム専門科目の単位を修得することができる。ただし、要修了単位の対象とはせず、増加単位として扱う。

3. 研究指導認定

3年次年度末以降、①博士論文審査合格時、もしくは②研究指導が修了した際（基準：在学研究指導なしで博士論文の研究・執筆ができる能力を有する）に認定する。修了要件単位修得を研究指導認定取得の要件とする。

3年次年度末以降の認定時期は随時（奇数月）とする。

研究指導認定を取得した者は、「研究指導認定退学」となり、残留できない。

4. 課程博士請求論文提出資格認定

博士論文を提出するには、課程博士請求論文提出資格認定を取得しなければならない。

課程博士請求論文提出資格は、①研究計画、②既発表論文（以上、これまでどおり）、③博士後期課程セミナーなどでの博士論文研究発表実績を基準に、教科委員会が認定する。

課程博士請求論文提出資格認定の申請は、2年次2月、3年次8月に行なうことができる。以降、在学中は年2回（2月、8月）、研究指導認定退学後は随時、申請を行なうことができる。ただし、研究指導認定退学後三年以内でなければならない。

5. その他

5.1. 要修了単位修得後の残留

要修了単位を修得し、博士論文を提出せずに、在学3年を超えて残留したい学生は、研究指導認定を取得しないこと（研究指導認定を取得した者は、「研究指導認定退学」となる）。

5.2. 博士後期課程編入生

大学院共通科目群「研究倫理・研究公正（人社系）」（0.5単位）単位修得を特別研究の単位修得の必要条件とする。

5.3. 博士後期課程社会人特別選抜編入生

大学院共通科目群「研究倫理・研究公正（人社系）」（0.5単位）単位修得を特別研究の単位修得の必要条件とする。

やむをえない特別な事情により「博士後期課程セミナー」での単位修得が困難な場合、指導教員の許可により、「プロジェクトワーク」（2単位／学期）での単位修得を認める。

「プロジェクトワーク」の単位修得は博士後期課程社会人特別選抜編入生に限る。

5.4. 全学もしくは部局間交流協定に基づく留学生

指導教員の判断により、留学期間を「特別研究」単位認定の前提とする4学期に含めることを可とする。